

議 第2号

豪雪に伴う国及び県の支援等の措置を求める意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別記意見書を関係行政庁に提出するものとする。

平成24年 2月14日 提 出

提案者	北信広域連合議会議員	赤津 安正
賛成者	北信広域連合議会議員	久保田 三代
賛成者	北信広域連合議会議員	尾澤 正功
賛成者	北信広域連合議会議員	小淵 茂昭

平成24年 2月14日 可 決

北信広域連合議会議長 久保田 幸治

## 豪雪に伴う国及び県の支援等の措置を求める意見書

昨年末からの異常豪雪は、当広域連合管内（中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）をはじめ、全国各地で多くの死傷者と住宅等に甚大な被害をもたらしました。また、JR各線は運休が連続し、高速自動車道は頻繁に通行止めとなるなど、住民生活は大きく混乱し、各地で災害救助法の適用を受ける事態となりました。

各自治体では、生活道路の確保、高齢者や不在家屋等の倒壊防止対策、児童生徒の通学確保及び高齢者世帯への除排雪支援、果樹等の枝折れ防止、ハウス等農業施設の倒壊防止等、雪害対策に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

しかしながら、除排雪活動などの雪害対策費は膨大なものとなり、財源の確保において非常に困難な事態に直面しております。

国県におかれても、対策において速やかな対応を図られたところでありますが、豪雪地域の実情や財政事情を認識され、次の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 除排雪経費に対する特別交付税措置及び除排雪経費の国庫補助制度の創設
- 2 除雪対策の強化及び除雪機用のガソリン税・軽油引取税の減免
- 3 農業関係の雪害復旧に係る補助制度の創設・支援
- 4 災害救助法の適用基準及び適用期間延長の柔軟な対応と救助経費の支援
- 5 豪雪地域の道路拡幅改良、危険箇所等の点検及び雪崩防止柵等の整備促進
- 6 低所得者、高齢者、母子家庭等の雪おろし、除排雪に対する財政支援
- 7 異常豪雪と、低温による暖房費の高騰に対する低所得者等への支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年2月20日

北信広域連合議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
長野県知事

あて